

交付申請書類チェックシート
(平成31年度「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金」)

注意: ①本チェックシートは、間接補助金交付申請書提出時、申請書記載内容及び添付書類が正しく用意されているかを確認するために使用します。
②本チェックシートは、申請案件が複数ある場合、申請案件ごとに(=1案件1枚)記載してください。

産業財産別種別: _____
(財団使用欄)

■チェック日: 令和 年 月 日 (間接補助事業者使用)

チェック者捺印: _____

■受付日: 令和 年 月 日 (財団使用)

チェック者捺印: _____

■申請者名(法人名・個人名・組合名・商工会・商工会議所・NPO法人): _____

■本シートの産業財産権種別: 特許 実用新案 意匠 商標 冒認対策

- ・交付決定前に外国出願した案件(弁理士への発注を含む)は対象となりません。
- ・交付決定前に発生した費用(例えば翻訳費用等)については補助対象になりません。
- ・「間接補助金交付申請書」並びに「協力承諾書」の書式は変更しないでください。(該当しない項目は、「なし」、「一」等記載のこと。)

提出書類 (以下に記載の①「間接補助金交付申請書」+②「協力承諾書」+③「添付資料」の三点セットで申請をする。)

確認内容	事業者 確認	財団 確認
①「間接補助金交付申請書」 (知財の種類により提出する様式が異なる(様式第1-1 or 1-2)ので留意のこと。) ⇒ 代表取締役押印が求められるため、提出は郵送若しくは持参する。		
特許・実用新案・意匠・商標(冒認対策商標以外)で出願を目指す場合 ⇒ 様式第1-1 を使用のこと		
公募締切日以前の日付(提出日)が記入されている。		
申請者の名称・氏名・住所が基礎となる国内出願の出願人同一であり、かつ共に申請者である中小企業者の名義である。		
申請者の住所には郵便番号が記入され、京都府から番地まで全て記入されている。		
代表者印の押印がある。		
全記載項目が記入例に基づきすべて記入されている。		
大企業は実質的に経営に参画していない(みなし大企業に該当しない)。役員に大企業が含まれている場合、株式持ち分をメモで記載。		
監査役が記載されている。(該当する場合。)		
7項、「外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」の中で「基礎となる国内出願・権利の変更」欄で変更の有無が記入されている。→変更がある場合には、変更内容が記入されている。		
間接補助金額は千円未満を切り捨てである。		
冒認対策商標で出願を目指す場合 ⇒ 様式第1-2 を使用のこと		
公募締切日以前の日付(提出日)が記入されている。		
申請者の名称・氏名・住所が基礎となる国内出願の出願人同一であり、かつ共に申請者である中小企業者の名義である。		
申請者の住所には郵便番号が記入され、京都府から番地まで全て記入されている。		
代表者印の押印がある。		
全記載項目が記入例に基づきすべて記入されている。		
大企業は実質的に経営に参画していない(みなし大企業に該当しない)。役員に大企業が含まれる場合、株式持ち分をメモで記載。		
監査役が記載されている。(該当する場合。)		
7項、「外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」の中で「基礎となる国内出願・権利の変更」欄で変更の有無が記入されている。→変更がある場合には、変更内容が記入されている。		
間接補助金額は千円未満を切り捨てである。		
②「協力承諾書」 (知財の種類により提出する様式が異なる(様式第1-1の別紙 or 1-2の別紙)ので留意のこと。) ⇒ 選任代理人の押印が求められるため、提出は郵送若しくは持参する。(*選任代理人に依頼しない場合は提出不要)		
特許・実用新案・意匠・商標(冒認対策商標以外)で出願を目指す場合 ⇒ 様式第1-1の別紙 を使用のこと		
公募締切日以前の日付(提出日)が記入されている。		
宛先(=間接事業者の名称・氏名)が記入されている。		
選任代理人の名称・氏名・住所が記入されている。		
選任代理人の住所には郵便番号が記入され、都道府県から番地まで全て記入されている。		
選任代理人の押印がある。		
*選任代理人に依頼しない場合、「協力承諾書」の「記」以下に記載されている間接補助金交付のために必要な書類を選任代理人に代わって自らの責任で提出する旨が、様式第1-1「間接補助金交付申請書」の第14. 項「外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等」の欄に記入されている。		
冒認対策商標で出願を目指す場合 ⇒ 様式第1-2の別紙 を使用のこと		
公募締切日以前の日付(提出日)が記入されている。		
宛先(=間接事業者の名称・氏名)が記入されている。		
選任代理人の名称・氏名・住所が記入されている。		
選任代理人の住所には郵便番号が記入され、都道府県から番地まで全て記入されている。		
選任代理人の押印がある。		
*選任代理人に依頼しない場合、「協力承諾書」の「記」以下に記載されている間接補助金交付のために必要な書類を選任代理人に代わって自らの責任で提出する旨が、様式第1-2「間接補助金交付申請書」の第14. 項「外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等」の欄に、記入されている。		

③添付書類 (下記に記載する【1~10】の書類から、貴社の業態・出願の内容に合わせて適宜添付書類として提出する。)

⇒ 以下の添付書類は押印不要のため、データでの提出が可能。ただし、2 の事業概要を*パンフレット等で代用する場合に限り、別途8部を郵送若しくは持参する。(データ送付の仕方は下段記載の「提出方法」の項を参照)

○押印を求められる①「間接補助金交付申請書」並びに②「協力承諾書」はまずデータで提出し、財団の事前チェック後、「原本」1部を郵送、または持ち込みにて提出する。また、会社概要等をパンフレット類で代用する場合は、8部を併せて郵送、または持ち込みにて提出する。

○押印を求められない添付書類③に関しては、電子メール等によるデータでの提出を認める。

1)提出データ: a. ①「申請書」(ワード版)、②「承諾書」(PDF版)(=財団の事前チェックのために原本捺印版とは別に必要)

b. ③「添付書類」の中で御社に該当する 1~10 の各添付書類(=データが重くなり過ぎないようにして解像度に注意)を示す。

2)データが散逸しないよう、本チェックリストの、1~10の各項目でフォルダー等を作成し、その中に該当書類を格納するなどして提出する。

3)提出先メールアドレス: sangaku@ki21.jp、件名: H31外国田原顧客交付申請(「御社名」)を必ず記入する。
4)「添付書類」右二ヶタで「はたけ印刷」で押印する場合、別途コピー・複数枚必要にならぬため、印刷部数を古く

○③「添付書類」をデータではなく印刷して提出する場合、別途コピーが複数必要になるため、印刷部数を京都産業21まで問い合わせること。